

【一般種目：中振袖着付競技（ボディ）】

「出場資格」

美容師免許有資格者・美容師免許無資格者共に出場可
但し、県美容組合組合員もしくは、従事者
又は、広島県内の美容室のオーナー及び従事者

1. 「競技内容」

通常成人式るとき用いられるもので、袋帯（六通または全通）を使用したもの。競技は、「ボディ修正、長襦袢着付」までの作業と「振袖着付、帯結び」の作業に分けて行う。

本競技は、ボディを使用して行う。

2. 「競技時間」

- (1) ボディ補正・長襦袢着付・ひだ折にして帯をたたむ・・・20分（競技場）
 - (2) 着付・帯結び・・・・・・・・・・・・・・・・・・20分（競技場）
- (注)・・・(1) 競技と (2) 競技の間に、インターバルを設ける

3. 「競技準備事項」

- (1) 長襦袢及び着物重ね襟の襟とじは、事前につけておくこと
(襟芯はカラーでも可、半紙・障子紙自由)
- (2) 中振袖着付に必要なもの一式
(注)・・・草履・足袋は不要
- (3) 衣裳敷（並判）
- (4) 帯や、その他の用具に印と成るものを付けておく事は認めない
- (5) ボディの高さは、肩先から床までを、**135cmに固定**しておくこと
(注)・・・①監視委員が競技開始前にチェックを行う
②ボディは選手個人が事前に会場係の指示により競技場に設置する
(ボディの搬入において1名の助手を認める)
- (7) 衣裳箱を持参し、諸道具はこの中に収納すること（風呂敷可）

4. 「競技に関する制限及び禁止事項」（違反した場合は、減点もしくは失格となる）

- (1) 競技中、選手同士又は観客と会話等をしてはならない。
- (2) 競技中、用具の貸し借りをしてはならない。
- (3) 競技中、他の選手に迷惑をかけるような言動、及び監視委員の指示に従わない等の行為は、退場を命じることがある。

- (4) 帯に形付けをしたり、帯結びの過程につながる過度のたたみ方をしておくことは認めない。
- (5) 極端に完成されたボディ修正用具の使用は認めない。
- (6) 帯のアクセサリは認めない。
- (7) 袖の錘用の板紙等の使用は認めない。
- (8) 助手の使用は一切認めない。
- (9) ボディ補整のパットやタオルはとじ付けてあってはいけない。
- (10) おはしより芯は認めない。
- (11) 競技終了後（閉会式終了後まで）は、作品に一切触れてはならない。

(注)・・・審査終了後、ボディを展示スペースに移動の際は、会場係の指示を仰ぐ。

5. 「制限事項」

- (1) 選手の競技中の服装は、上衣は白いもの又は白衣で、下は黒又は濃紺のスカート又はパンツとする
(注)・・・ミニスカートは禁止
- (2) 帯あげは、入りの字型とする。
- (3) 帯じめは、中心で結ぶこと。
- (4) 前身頃の衽の縫目と「おはしより」の縫目はそろえること。
- (5) 帯結びの型は自由。

6. 「衣裳類持込みに際しての禁止事項」

- (1) 中振袖
①身幅にアールをつけて胴部を絞った仕立ては認めない。
- (2) 長襦袢
①後衿の力布は、あってはいけない。
- (3) 着付小物
①コーリンベルトの使用は認めない。

7. 「競技用具の準備」(選手が準備するもの)

- (1) ①中振袖 ②重ね衿又は伊達衿 ③袋帯（六通または全通） ④長襦袢
⑤帯鉈、帯あげ
- (2) 小物付属品「肌襦袢、裾よけ又はワンピース型肌着、腰ひも、ゴム仮ひも（寿仮ひも可）、伊達巻き（2本）、ボディ修正用具（綿花、タオル、さらし又はガーゼ）、帯枕、帯板、カラーバンド又は輪ゴム、クリップ類

8. 「その他の注意事項」

- (1) 競技大会当日、競技用具は監視委員が厳重に点検を行う
- (2) 控室でのアイロンの使用は認めない
- (3) 控室には電源の用意はない。又、競技場も同様である
- (4) 閉会式終了までは、控室には選手以外の者は入室出来ない
(注)・・・荷物の搬入において1名の助手を認めるが、控室への立入の際は監視委員もしくは控室係の許可を受けること
- (5) 競技場での競技終了後、選手は誘導係の指示に従い、速やかに用具その他の物を持って退場すること
- (6) 選手は貴重品の紛失・盗難について、充分注意すること
(注)・・・主催者側では責任を負いかねるので、貴重品の管理は選手にておこなう
- (7) 競技要綱は、事前に必ず読み理解しておくこと
- (8) 選手はガムを噛んだり、口の中に物を入れて出場してはならない